

伊奈町まちづくり基本条例（素案） 新旧対照表

修正前	修正後
<p>(前文)</p> <p>私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちです。</p> <p>古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。</p> <p>豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40km圏内という地理的 条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる まちとして、さらなる発展を続けています。</p> <p>先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力ある まちづくりを進めてきました。</p> <p>私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町と町民 の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。</p> <p>私たちのまちが、町なかにバラの咲き誇る にぎやかで 美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、広く人々から親しまれ、愛されることを願い、 町民に 開かれた温かいまち</p>	<p>(前文)</p> <p>私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちとして、発展を続けています。</p> <p>古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。</p> <p>豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40km圏内という地理的好条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる歴史と文化の薫り高いまちとして、さらなる発展を続けています。</p> <p>先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちを目指すことを伊奈町民憲章に掲げ、まちづくりを進めてきました。</p> <p>私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び議会 の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。</p> <p>私たちのまちが、町なかにバラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く 親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、町民主体の 開かれた温かいまち</p>

<p>づくりを実現するため、この条例を定めます。</p>	<p>づくりを実現するため、この条例を定めます。</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 (同左)</p>
<p>(条例の位置付け) 第2条 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。 2 町及び議会は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。</p>	<p>(条例の位置付け) 第2条 (同左)</p>
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町民 町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。 (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。 (4) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で協力しあうことをいう。</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (同左) (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいう。 (3) (同左) (4) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうことをいう。</p>
<p>(まちづくりの基本理念) 第4条 町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともにまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>(まちづくりの基本理念) 第4条 町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともに、町民が輝くまちづくりを推進するものとする。</p>

<p>(町民参加と協働の原則) 第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。</p>	<p>(町民参加と協働の原則) 第5条 (同左)</p>
<p>(情報共有の原則) 第6条 町民、町及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。</p>	<p>(情報共有の原則) 第6条 (同左)</p>
<p>(地域尊重の原則) 第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重するとともに、町はその支援を行うことを原則とする。</p>	<p>(地域尊重の原則) 第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重し、その支援を行うことを原則とする。</p>
<p>(環境配慮の原則) 第8条 町民、町及び議会は、生物の多様性を保全するため、環境への影響に配慮した、持続可能な循環型社会を基調としたまちづくりの推進に努めることを原則とする。</p>	<p>(環境配慮の原則) 第8条 町民、町及び議会は、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の実現のため、生物の多様性を保全し、環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努めることを原則とする。</p>
<p>(町民の権利及び責務) 第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利及び情報を知る権利を有する。 2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。</p>	<p>(町民の権利及び責務) 第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利、情報を知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。 2～3 (同左)</p>

<p>(町長の責務)</p> <p>第10条 町長は、町民の信託に応え、誠実かつ公正に町政運営に当たり、まちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 町長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。</p> <p>3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。</p>	<p>(町長の責務)</p> <p>第10条 (同左)</p>
<p>(職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第11条 (同左)</p>
<p>(議会の責務)</p> <p>第12条 議会は、伊奈町議会基本条例(平成25年条例第22号。以下「議会基本条例」という。)に基づき、町民の意思を的確に町政に反映させ、伊奈町としての最良の意思決定を導き出さなければならない。</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第12条 (同左)</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第13条 議員は、議会基本条例に基づき、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持等に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築かなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第13条 (同左)</p>

<p>(情報の公開及び発信)</p> <p>第14条 町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、他の条例で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。</p> <p>2 町及び議会は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。</p>	<p>(情報の公開及び発信)</p> <p>第14条 町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、伊奈町情報公開条例(平成13年条例第2号)で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。</p> <p>2 町及び議会は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第15条 町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、法令又は他の条例 で定めるところにより、 保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第15条 町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第25号)及び伊奈町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第29号)で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>
<p>(町民参加と協働の推進)</p> <p>第16条 町及び議会は、まちづくりに関して、町民参加の機会を保障しなければならない。</p> <p>2 町及び議会は、町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。</p>	<p>(町民参加と協働の推進)</p> <p>第16条 (同左)</p>
<p>(条例の見直し)</p> <p>第17条 町長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第17条 (同左)</p>
<p>(附則)</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(附則)</p> <p>(同左)</p>